2014年7月1日

株主総会と日本の「企業統治」の行方(日本)

1. 株式会社における「企業統治」とは?

「企業統治」はコーポレート・ガバナンスとも呼ばれ、企業価値の最大化という目標に向け、経営者層を 監督・動機づけし、経営を維持する仕組みを指します。株式会社のオーナーは株主であり、多くの場合、 経営者が会社を所有するわけではありません。株主にとって経営者層は「経営のプロによる代理」です。 ただし、経営者の行動は「リスクを取りたくない」、「業績等に関わらず、待遇を良くしたい」など、株主の意 向に沿わない可能性もあります。「企業統治」はこうした利益相反を解決するための仕組みです。

2. 最近の動向

日本では先週6月27日に株主総会のピークを迎えました。同日に総会を開いた企業は533社(東証1部上場)に及びました。

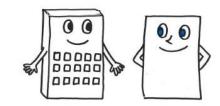
今年の総会の最大の話題は、「企業統治」です。東証によれば、今年の株主総会で社外取締役を置いた1部上場企業は、全体の74%まで高まりました。

背景には、海外勢の株式保有比率の上昇が挙げられます。 投資主体別では、「外国法人等」は今年3月末時点で、日本株 の3割超を保有する、筆頭株主となっています。

実際、世界有数の年金運用機関・米カリフォルニア州職員退職年金基金(カルパース)は、今年の総会を前に、投資先の大手日本企業に対し、社外取締役を増員するよう求めてきました。

【社外取締役選任上場会社の割合の推移】 74% 80% 70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 (年)

(注) 東証のHPのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成



3. 今後の展開

企業統治の洗練を求めるのは、海外勢だけではありません。折りしも、6月20日に成立した「改正会社法」は、社外取締役を置かない企業に、総会でその理由を説明することを義務付けました。企業統治のテコ入れは、「アベノミクス」の一環とも言え、社外取締役の設置・増員は、不可避の潮流ともなりそうです。

内外の株主が期待するのは、今回のような企業統治のテコ入れが、資金使途の積極化につながることです。例を挙げると、日本企業の2013年度末の利益剰余金(内部留保、金融機関除く)は、300兆円余りに達しました。これは日本企業の資金使途の消極性を示すとの声にもつながりましたが、仮に今後、企業買収や設備などへの投資、株主還元に使われれば、日本株の評価要因ともなり得ます。「企業統治」は将来の日本の経営のあり方や日本株の魅力と密接に関わるテーマであり、中長期的に注目されそうです。

弊社マーケットレポート

検索!! >

2014年06月27日【キーワード No.1,359】アベノミクスを評価?「外国人保有」が大幅増(日本) 2014年06月25日【デイリー No.1,898】日米の株式市場の動向と見通し

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。<u>基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む</u>ことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた<u>利益および損失は、すべて受益者に帰属</u>します。したがって、投資信託は<u>預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.78%(税込)
 - · · · 換金(解約)手数料 上限1.08%(税込)
 - •••信託財産留保額 上限3.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年 2.052%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

- ●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。 「2014年4月1日現在」

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

